

午後 2 時 5 8 分 再開

○岡田議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

又野議員。

〔又野議員質問席へ〕

○又野議員 日本共産党米子市議団の又野史朗です。私からは、大要 3 点質問させていただきます。ただ、ちょっと今日、喉の調子が悪くてお聞きづらい点がもしかしたらあるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

まず、誰もが健康で文化的な生活を送る社会の実現のために質問をします。

生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判決についてです。今年の 6 月 2 7 日、最高裁判所は、国が 2 0 1 3 年から 3 回に分けて行った生活保護基準の引下げは違法であるとの判決を出しました。生活保護利用者は、平均 6. 5 %、最大 1 0 %もの生活扶助費が減額され、その影響が長期間続いた上に、現在の物価高騰、猛暑などで生活は一層困難になってきています。このように違法な引下げにより生活が困窮した生活保護利用者があることについて、まず、米子市としてはどのようにお考えなのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 最高裁の判決により生活扶助基準引下げが違法と認定されたことにつきましては、重く受け止めているところでございます。国は、司法の最終的の判断が示されたことから、今回の判決内容を十分精査し、適切に対応していくとしておりまして、今後の国の動向を注視していくこととしております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 まずは重く受け止めておられるということだったと思います。

そこで、この減額によって生活保護支給額に影響が出た米子市での生活保護利用者っていうのがどのくらいおられるのか、分かればお願いいたします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 影響が出た生活保護世帯数のお尋ねでございますけれども、現在具体的な数字を示すことは困難でございますが、今後、国の方針が示され次第、速やかに調査を行う予定でございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 そうすると、支給額が減額になった市民に対する差額支給などの補償っていうのが今後出てくるとは思うんですけども、その影響とかっていうのも分からないということでよろしいでしょうか。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、補償の影響につきましても現在数字をお示ししますことは困難でございますので、国の方針が示され次第、速やかに対応をしていきたいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 そうすると、ちょっと聞いてみますけれども、最初その減額がされた2013年当時の米子市における生活保護世帯数とそれ以降の年間平均の生活保護の新たな新規世帯数っていう

んですかね、それを教えていただけますでしょうか。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 2013年、平成25年3月末現在の生活保護世帯数は1,498世帯でございまして、2013年、平成25年度から2024年、令和6年度までの年間の平均の保護開始世帯数は263世帯でございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 2013年当時の世帯数が1,498世帯で、その後、昨年までですね、ですんで12年間の新規の世帯数が年間平均263件ということだと、ざっとですけども、計算してみれば、約4,500世帯ぐらいが影響を受けたと考えられると思います。ただ、その中では、生活扶助の支給、生活部分の扶助の支給がない世帯っていうのも、数は少ないですけども、あると思われますので、きちんとした数字は出せないということだと思いますけれども、大まかな数字としてはつかむことができるのではないかと私は思っております。

そして、ある試算では、全国では、当時減額された生活保護利用者は約200万人、大体年間200万人前後で推移してますんで、200万人おられて、補償額としては約4,000億円に上るのではないかという話もあります。生活保護基準の減額により困窮した米子市民もいることを考えれば、米子市としても国に対し、国の責任において早急に補償するよう要望する必要があると思いますけれども、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 国に対する要望についてでございますが、

現在、国の最高裁判決への対応に関する専門委員会におきまして、最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、法律、経済、福祉の専門的知見に基づく検討がなされているところでございます。国の方針が示されていない現段階で要望を行う考えはございません。今後の国の動向を注視しつつ、市民の生活安定に資する対応に努めていくこととしております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 生活保護の利用者が最低限度の生活を送ることができない状態が言わば10年以上続いて、さらにその提訴からも11年たっています。この間、亡くなられた生活保護利用者もおられるわけです。一刻も早くその被害を回復することが必要なのではないのでしょうか。注視するだけではなく、早く対応するように要望することが米子市民のために必要であると考えますけれども、再度改めて聞きますけれども、国に対し早急に補償するよう要望する気が本当にないのか伺います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 これは私から答弁いたします。重ねての答弁となりますけれども、現在、国のほうでこの裁判の判決内容を受けて協議をしていらっしゃるというふうに私どもとしては伺っておりますので、その内容を我々としてもしっかりと注視をしていきたいと思っております。それはやはり手続というものが、我々、もしかしたら発生することになるということでもありますので、今、議員言われたように、どの範囲でどの金額でというようなことはしっかりと国のほうがやはり指し示していただかないと、これは国の制度に基づいて行う制度でございますので、したがって、

国のこの判決を受けた方針について、我々として今注視をしていると、そのような段階でございます。以上でございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 どの範囲とか、どういうふうな対応にするのかっていうのは、国の方針、それが決定するまでっていうことですが、早くそれもやっぱり決めていただかなければ、これまでずっと裁判に訴えて待ってこられた方々がおられるわけです。実際原告としては、鳥取県米子市にはおられないようですが、それで影響を受けた米子市民は確実におられるわけですので、早く方針を出してほしい、そういう要望だけでも国に対して米子市としてするべきだと思いますので、強く要望をしておきます。

次の質問に移ります。介護が必要な人を取り残さないために質問をします。

介護施設でのハラスメントの状況についてですが、今後、高齢化社会の中でますます重要となってくる介護分野について、介護現場での職員、そして利用者の双方を守っていくことが大事になってくると思います。介護施設など介護現場において、職員が利用者やその家族からハラスメントを受けたり、逆に利用者が職員からハラスメントを受けたりすることがニュースとかでも出てきますけれども、そのような実態について、本市はどこまで把握しているのか、把握しているとすれば、数はどのくらいあるのか、まず伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ハラスメントの状況の把握についてでございますが、近年、利用者からの過剰なサービスの要求や暴言など

のハラスメントと思われることが介護現場において起きていることは事業所からの相談などにおきまして認識をしているところでございますが、詳細な発生件数は把握をしていないところでございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 米子市としては、まだ今のところ十分に把握できていないような答弁だったと感じました。

介護人材、この確保ってというのは、今重要な課題となっております。介護職員がハラスメントで離職したりしないように、また利用者の権利が侵害されたりすることのないように、本市としても介護現場でのハラスメントの状況、やはり積極的に把握しておく必要があると考えますけれども、所見を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 状況把握についてでございますが、令和3年度の制度改正におきまして、介護職員が安心して働くことができるよう、事業者がハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられているところでございまして、適正な介護保険制度の運営と制度の持続可能な体制づくりの観点から、介護現場の実態を把握することは必要であると考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 ぜひとも先ほど言われたように、よりよい介護現場の実現のために積極的に把握に努めていただきますようお願いいたします。

次に、ハラスメント対策のマニュアルについてですけれども、この今回その介護現場でのハラスメントの質問をするようになって

たきっかけですけれども、セクハラ事案で施設と利用者間でトラブルになったケースというのがあったからです。その施設のある場所自体は市外、米子市外なんですけれども、そこを利用している米子市民が、その場で職員に対してセクハラを行ったとして入所を拒否されたという話を聞きました。その方は、その老健施設への入所、何回か続けている方で、施設からその前回入所時にセクハラがあったとして、次の入所予定の今年の7月の1か月前、6月に入所を断られたということでした。その方は妻と二人暮らしですけれども、その妻の方も病気を抱えておられて、本人の介護などが十分にできないとのことで老健施設を利用しておられました。しかし、その後、ほかの施設への入所も決まらず、大変困っておられる状況です。

このケースで問題だと感じたのが、入所予定の1か月前までセクハラの件について本人にも家族にも伝えられず、何の対策もなされてなかったということです。その施設の相談員も1か月前にそのセクハラの件について聞いたとのことですが、関係者でのケース会議なども開かれず、その対応について何の相談もすることなく、いきなり入所を拒否されておられます。本人とその家族は、施設からは口頭でセクハラの内容を聞いたとのことですが、本人も実際何のことかよく分からなかったために、家族が記録を見せてほしいと訪ねたところ、施設のほうでは記録を取っていないということなんです。また、これまでの入所のときに、何かあったときのために部屋にカメラをつけていいかというふうに施設のほうから聞かれたので、オーケーしてサインもしていたので、その録画記録を見せてくださいとも聞いたそうなんです。

れども、施設側からは、それも見せることはできないという返答だったとのこと。そのため、セクハラの件についてもどこまで本当か分からず、利用者の家族は施設に対してかなりの不信感を抱いておられました。

介護サービス利用者は、サービスが受けられなくなれば、たちまち生活に大きな支障が出るため、サービスをやめることについては慎重にならなければなりません。本来であれば、記録を残して、このようなセクハラがあったので、どのように対応するのか関係者で話し合い、担当者からまず注意してもらうとか、担当者から注意できない場合は、その部署の責任者や施設の責任者、または家族に伝えて、家族からでも注意してもらい、改善されればそれで何とか話は済むことではないでしょうか。それでも改善されないのなら、入所を断るということも考えられますけれども、そのような段階を踏まず、いきなり入所を断るというこのケースについて、米子市としてはどのように考えておられるのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 入所を断るというケースについてでございますが、介護保険施設等は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないと介護保険法に定められております。一方で、施設としては、職場の安全性及び職員一人一人の人権を守る観点から、利用者からのセクハラ等を理由にやむを得ずサービスの提供を拒否することは、起こり得るものと考えております。

ただし、そのような対応を取る際には、可能な限り利用者に対して理由を丁寧に説明をし、理解を得ることが必要であると考えております。個別のケースにつきましては、様々な要因や背景も



あると思われますので言及はいたしかねますが、一般的には、まず利用者と施設が話し合いをされて、双方の合意を得るよう努めることが必要であると考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 話し合いを行って、双方合意を得るようにということですけれども、どのようにしてそのような合意を得ることができるのかということが課題になってくるとおもわれます。

そのため、厚生労働省は、介護現場におけるハラスメント対策のマニュアルを作り、周知、研修をするよう進めておられます。

そこで、米子市としては、そのようなマニュアルの周知、研修を行っておられるのか、また介護事業所にハラスメント対策のマニュアルなどの研修の状況、それらの確認は行っているのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 マニュアルの周知及び研修についてでございますが、現時点で本市独自での周知や研修は実施していないところでございます。また、事業所の研修の状況についてでございますが、全事業所を対象といたしました一律的な確認は行っておりませんが、個別の事業所に対して行います運営指導などで適宜確認を行っているところでございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 全体的には行っておられないということで、各事業所がどのくらいマニュアルについて理解しておられるかっていうのはちょっと疑問が残るところであります。

国のマニュアル、ちょっと私も見てみたんですが、かなりボリ

ュームがありますので、ちょっとかいつまんで幾つか話をさせていただきますと、ハラスメント対策の基本的な考え方の中で、ハラスメントが起こった要因の分析が大切であるとして、できるだけ正確な事実確認を行うなどして要因分析を行い、施設事業所全体でよく議論して、ケースに合った対策を立てていくこと。そして、問題が起こった際には、施設、事業所内で共有し、誰もが一人で抱え込まないようにすることとあります。

また、ハラスメントを理由とする契約解除としては、施設事業所側からする契約解除には、先ほどもちょっと話がありました、正当な理由が必要だとあります。そして、その正当な理由の判断に当たっては、ハラスメントによる結果の重大性、ハラスメントの再発可能性、契約解除以外のハラスメント防止方法の有無、可否及び契約解除による利用者の不利益の程度などがあるとされています。

そして、正当な理由があり、サービスの提供が困難であると判断されたとしても、当該サービス施設事業所は、適当なほかの介護サービス施設事業所を紹介するなど、必要な措置を速やかに講じなければならないと規定されています。

これらの内容から考えると、今回のケース、記録がないため、できるだけ正確な事実確認ができません。問題が起こったことを施設事業所内で共有をしていません。そして、その問題に何の対応もしていないため、ハラスメントの再発可能性もハラスメント防止方法の有無や可否も不明です。そして、ほかの介護施設を紹介するなどありませんでした。このようなやり方で入所を断っていては、施設と利用者との間でトラブルになり、双方にとって

何もいいことはありません。さらにハラスメント対策がきちんとできていない施設で働くっていうことは、職員を守ることにもならず、職員にとってもいいことはありません。

このように、国のマニュアルを参考にしているとは思えないケースですけれども、国のマニュアルと照らし合わせて、米子市としてはどう考えるのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 マニュアルに沿った対応についてでございますけれども、今回のケースにつきましては、本市が施設の指定権者ではございませんので、詳細は差し控えさせていただくところでございますけれども、一般論といたしましては、施設側にも状況を確認した上で、国の示すマニュアルを参考にしながら、指導、助言を行っていくことが望ましいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 そうですよ。マニュアルを示しながら、指導、助言するということは大事になってくると思います。

今回の問題が起きた後、利用者家族、そして、そのケアマネジャーさん、そして、米子市職員を交えて話合いがあったと聞きました。米子市としては、その会議の後でも、施設側に厚生労働省のマニュアルに沿って対応しているのか確認をされたのか、また施設のほう知らないようであれば、厚生労働省のマニュアルについて説明をされたのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 本市といたしましては、先ほども述べましたとおり、ちょっと個別のケースでございますから、詳細は差し

控えさせていただきますけれども、本市は保険者の立場といたしまして、利用者様、利用者家族様から詳細を聞き取りまして、状況確認に努めたところでございます。また、施設側に対しても、別途聞き取りを行いまして、利用者さんへ丁寧な説明をするようお伝えしたところでございます。これについて、施設の指定権者である鳥取県へも情報を提供いたしまして共有したところでございまして、国の示すマニュアルを参考にしながら、本市として指導したというところは、現段階ではございません。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 そのときは行ってないということですが、相談を受けた米子市としては、やはりマニュアルに基づいて施設に助言、指導などを行う必要があると考えますけれども、所見を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 マニュアルに基づいた助言、指導でございますけれども、厚生労働省が示しておりますマニュアルは、自らの施設においてハラスメント対策を講じるための参考として用意をされたものであると考えております。今回のケースにつきましては、本市から指定権者であります鳥取県と情報共有したところでございまして、今後の施設への助言や指導については、県が対応を検討されると伺っているところでございます。一般論といたしましては、同様の案件が発生しました場合には、厚生労働省のマニュアルを参照しつつ、必要に応じて助言や指導を行うことが望ましいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 今後は県が指導、助言を行うという話でしたけれども、やはり相談を受けた米子市としては、先ほどさらに一般論として言われましたけれども、国のマニュアルを参照して指導、助言を行うということがやはり必要なのではないかと私も思います。

全国的に介護現場でのハラスメントによりトラブルが多分たくさん起きてるんでしょうね。そのために国は対策マニュアルを作っていると思われます。今回、利用者の家族からは、施設からもケアマネジャーさんからも米子市職員さんからもハラスメント対策マニュアルの話はなかったと聞きました。今回のケースの市外の施設のみならず、米子市内でも介護現場でのマニュアルの周知などができていないように感じました。国のマニュアルの研修や徹底などを行って、同じようなことが起きないようにする必要がありますけれども、所見を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ハラスメントの再発防止についてでございます。本市といたしましても、利用者保護と介護現場の安全性の確保のため、様々な機会を捉えまして、介護現場におけるハラスメント対策について、国のマニュアルも参考にしながら啓発を行っていきますとともに、鳥取県とも問題意識を共有いたしまして、方策についての検討を深めていきたいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 先ほどから県のほうがっていう話がちょこちょこ出てきて、多いと感じますので、ちょっと確認ですけれども、米子市としても国のマニュアルを参考にして、介護現場でのハラスメント対策、これを徹底、これを図っていくということで理解して

よろしいのか、確認で伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 令和3年度の法改正のときにこういった事業所においてハラスメント対策ということを講じるようにということになりました。今、介護離職ということも問題になっておりますし、本市でも、毎年事業者さんを対象とした集団指導というような研修の場も設けておりますので、そういった機会も捉えまして、マニュアルの紹介ですとか、周知も行っていきたいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 ぜひともこのハラスメント対策、しっかりと徹底していただきますようお願いいたします。

介護疲れで痛ましい事件が起こるというニュースもたまに目にします。今回のケースも含めて、そのようなことが起きないように、先ほどおっしゃられましたけれども、ハラスメントによって介護離職が増加し、米子市の介護サービスが持続できないようなことにならないよう、介護現場でのハラスメント対策の徹底、しっかりとしていただきますようよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。子育て環境のさらなる充実を目指して質問をします。

多胎児支援の現状についてですけれども、多胎児世帯のお話を聞くことがこの間ありました。そこで、多胎児世帯への今回経済的援助が、今回といいますか、この前のときですね、経済的援助が始まったことを大変喜んでおられました。これまで議会で多胎児支援について質問された議員さんのこともお伝えしましたら、

大変感謝もしておられました。このようなこれまでの議会でのやり取りもあって、米子市では、子育て支援も力が入っていると感じているところです。

多胎児世帯への経済的支援、これも始まったところですが、現在の多胎児支援の内容と、分かる範囲でいいです、実績について教えてください。

○岡田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 多胎児支援の主な内容と実績についてでございますが、今年度から多胎児を出産されました世帯を対象にいたしまして、子ども1人当たり5万円を助成する米子市多胎児出産応援助成金を実施しており、給付実績は現在のところ、給付済みが4件で給付予定が14件でございます。また、母子健康手帳交付時に「ふたごの子育て」という冊子の配付や多胎児サークルの紹介を行い、合わせて5回分をプラスした妊婦健康診査費用補助券の交付を行っておりまして、令和6年度の実績は15組でございます。

あと、ハートフル駐車場の利用期間を令和6年度から、産後1年半から産後3年までに延長をしております。また、産後ケア、産後ヘルプサービスの利用回数の加算もありまして、令和6年度実績は、産後ケアは利用者数が8組、産後ヘルプサービスは1世帯でございます。それと、子育て支援センターにおきましては、多胎児の保護者同士の情報交換、交流の場の提供を実施し、令和6年度の実績は延べ18組でございます。最後に今年度から多胎児を含むきょうだいで新規に保育所に入所を希望する場合の利用調整も実施しております。以上です。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 いろいろ多胎児支援、始まっていると思っていましたけども、こうやってまとめて聞くと、かなり数があるなと感じたところです。

ソフト面についての支援に移りますけれども、その多胎児世帯の方から、多胎育児をされている多くの方からそういう意見をまとめられていて、様々な要望を聞いたところです。おむつ代の補助ですとか、ミルク代の補助、産後ケアの回数を増やしてほしいとか、ハートフル駐車場の期間延長などなど、たくさんの御意見をいただきました。

多胎児世帯への金銭的な援助、米子でも始まりましたし、産後ケアについても、多胎児世帯については、先ほどの話で特別な対応もあります。ハートフル駐車場につきましても期間が延びてきていますので、これらはその後の経過を確認して、さらなる充実が可能かどうか見極めていくことになるとは思っております。

ただ、そこで、いろいろな要望を聞く中で私が強く感じたところが、多胎育児の大変さっていうのがなかなか伝わらないと、分かってくれない人がいるということでした。いただいた意見の中には、ちょっと厳しい意見ですけども、このようなものがありました。行政に相談しても双子の実情を理解していない的外れなアドバイスが非常に多い。一人赤ちゃんに対してするような正論をぶつけられても全く通用しない。こちらの大変さを理解した上でアドバイスしてほしい。無理なことを求められ、逆に追い詰められる。二度と相談したくないと思うとか、双子と年子を同じように考えられることが度々あるが、現実とは全く異なる。同じ月齢の



子どもを同時に育てる大変さをもっと理解してほしいなどの意見があったということです。

このような多胎育児をしておられる家庭の声に応えるために、全国のほうでは、多胎育児経験者によるピアサポーターの制度が広がっていると聞きます。そのピアサポーター制度の意義について、米子市としてはどう考えているのか、またどのようなピアサポーター制度の支援の内容があるのか、把握している範囲で教えてください。

○岡田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 多胎児育児のピアサポーターの制度の意義と支援内容についてでございますが、制度の意義につきましては、同じ境遇を経験した仲間、ピアとして情報提供、精神的支援、孤立防止、育児困難の予防、軽減等を図ることと認識しております。

支援内容といたしましては、多胎児育児の経験に基づき、希望者につきましては、御家庭に訪問し、お悩み相談を行ったり、実践的な育児アドバイスを行うなどの支援であると把握しているところでございます。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 先ほどの少し前の答弁でも、多胎児サークルの紹介もしておられるようですけれども、多胎育児をしておられる方は、身体的にも精神的にもかなり負担がかかっているようで、多胎児を抱えて外に出ることも難しくて、知らない人の中にいきなり入っていくってということも勇気が要るということです。

行政側から積極的に多胎育児の大変さを共有できる多胎育児経

験者のピアサポーターと一緒に支援相談が行えるような体制が必要ではないかと考えております。米子市もピアサポーター制度の意義については、先ほどの答弁で認識はしておられるようですので、家庭訪問のときなどにピアサポーターも一緒に訪問するなどの支援っていうのができないのか伺います。

○岡田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 家庭訪問のときなどにピアサポーターも一緒に訪問するなどの支援ができないかとお尋ねでございます。現在、保健師等により、家庭訪問等の支援を行っておりまして、現時点でピアサポーターによる支援の予定はございません。まず、子育て支援センターで実施しております多胎児交流の充実に努めていきたいと考えております。今後は活動されている多胎児サークルとの連携を図りながら利用ニーズの把握に努めるとともに、ピアサポーターを導入している自治体の取組を参考に研究してまいりたいと考えております。

○岡田議長 又野議員。

○又野議員 現時点では予定はされていないということでした。

また、ここでも多胎児サークルの話が出ましたが、先ほども少し触れましたけれども、多胎育児しておられる方というのは、精神的にも肉体的にも余裕がなくなることが多いようです。なかなか外に出るっていうのが、育児されている方からは難しいように聞きます。行政から積極的に支援をしていくためにも、ピアサポーター制度、ぜひとも今後、取りあえず研究はしていきたいということでしたけれども、さらに進んで検討していただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○岡田議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明 6 日から 8 日までは休会とし、9 日午前 10 時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 37 分 散会